

令和7年度において特惠適用除外措置の適用基準に該当する品目

① 部分適用除外措置(部分卒業)(除外期間:R7.4.1~R8.3.31)

関税率表の 番号等	輸入統計 品目番号	品名概要	原産国	基本 税率	WTO協定 税率	特惠 税率	物資所管省	連絡先	連絡先電話番号
0802.22	0802.22-000	ヘーゼルナット(殻を除いたもの)	トルコ	10%	6%	0%	農林水産省	農産局園芸作物課	03-3502-5958
0806.20	0806.20-000	ぶどう(乾燥したもの)	トルコ	2%	1.2%	0%	農林水産省	農産局園芸作物課	03-3502-5958

② 国別・品目別特惠適用除外措置(除外期間:R7.4.1~R10.3.31)

関税率表の 番号等	輸入統計 品目番号	品名概要	原産国	基本 税率	WTO協定 税率	特惠 税率	物資所管省	連絡先	連絡先電話番号
0804.20	0804.20-090	いちじく(乾燥したもの)	トルコ	10%	6%	3%	農林水産省	農産局園芸作物課	03-3502-5958

※特惠適用除外措置に関する一般的な質問については、財務省関税局関税課企画第2係(03-3581-4786)までお問い合わせ下さい。